

日本財団 国際フェローシップ 募集要項

1 対象者

年齢25歳～40歳(2016年7月15日時点)の、1) 研究者(人文・社会科学および情報学・環境学などの学際研究分野。自然科学分野でも政策研究、途上国援助などの実践的な研究は対象といたします。自然科学・医学などの分野の基礎的研究は対象外です)、2) 政治・経済・法律・情報・環境・市民活動などの分野において公益性の高い活動をする実務家、3) 行政官等で、以下の条件を全て満たす方を対象といたします。

- ・日本国籍を有すること。
- ・フェローシップ終了後、自らの専門分野において国際的な接点を持ち業務に就く意志および可能性があること。
- ・フェローシップ中に必要とされる外国語の十分な能力を有すること。英語の場合、目安としてTOEFL-PBT 600点、TOEFL-CBT 250点、TOEFL-iBT 100点、IELTS 7.0以上。(2011年7月～2016年6月に実施されるもののみ採用する)
- ・応募にあたり、所属機関、上司、指導教員等からの推薦を受けることができること。
- ・これまでに学位取得、研究・研修等を目的に海外の高等教育機関・研究機関等に1学年以上滞在した経験(いわゆる“海外勤務”を除く)がある場合は、直近の当該滞在から、本フェローシップで渡航するまでに4年以上が経過していること。
- ・行政官の場合、フェローシップ終了後も継続して行政官として勤務する意志があること。

2 留学・研究先

申請者本人に、自らの業務に関連する分野の知識の習得、能力の研鑽、海外人脈の構築などに適する海外の受入れ先(教育機関、研究機関、その他の専門機関等)を特定していただきます。当該受入れ先からの受け入れ承認の取り付け、渡航準備は申請者本人に行っていただきます。面接時に認められた行き先と研究内容は原則として変更できません。

- ・研究者の場合は、客員研究員等としての研究活動を想定しており、修士/博士課程に在籍することは対象外。
- ・実務家・行政官の場合は、受入れ機関が提供する研修プログラムへの参加、ミッド・キャリア研修等を目的とした修士/博士課程等の履修も対象とする。
- ・1年目、2年目それぞれ異なる研究先を選択することも可能。
- ・面接時に認められた行き先と内容は変更できない(原則として)

3 フェローシップ期間

1年間～2年間

渡航開始時期は原則2017年4月以降とし、同年10月末を期限とする。

4 募集人数

8名前後

5 奨学金

フェローには、学費・研究費(上限あり)、本人および帯同する扶養家族の1回分往復渡航費・保険料・住居費(以上、実費)、図書費(定額)などが支給されます。生活費は、帯同扶養家族の有無を基準にした規定額が支給されます。また、渡航先受入れ機関が学費・研究費(の一部)を免除する場合を除き、他の奨学金を重複して受給することはできません。1年目、2年目それぞれ異なる受入れ機関での留学・研究を申請し、選考委員会が認めた場合は、移動のための旅費を支給致します。

6 申請方法

以下の書類を日本財団へ郵送すると共に、①から③を添付ファイルで fellowship@ps.nippon-foundation.or.jp までお送りください。

①申請書AおよびB(書式指定、Aは和文のみ、Bは和・英文とも)

※申請書Bについて、派遣希望機関により研究内容が異なる場合は、それぞれにつき記述ください。

②履歴書(書式指定、英文のみ、A4用紙2～3枚程度)

③自己紹介書(書式自由、和・英文とも、各A4用紙2～3枚程度)

※これまでのご経験や業績、現在の業務や研究内容と、現在お持ちの問題意識を含め、自由な形式でご自身の紹介文をお書きください。著作業績が多数の場合は別添下さい。

④推薦状2通(書式自由、内1通は所属機関上司、指導教員等からのもの)

⑤留学・研究先で使用する外国語能力を証明する書類(学位取得予定者は必須。コピーでも可。客員研究員予定の方は必須ではないが提出が望ましい)

※指定書式(申請書A、Bおよび履歴書)は、日本財団国際フェローシップのウェブサイトからダウンロードできます。 <http://intl-fellow.jp>

7 選考方法

日本財団が設置する選考委員会による書類および面接審査

書類審査通過者には、東京で9月中旬から下旬にかけて弊財団にて行われる面接を必ず受けていただきます。

8 スケジュール

募集から奨学金給付までの日程は次の通りです。

2016年	4月～	募集開始
	7月15日	申請書提出締切
	9月	1次(書類)審査及び2次(面接)審査
	10月	奨学金受給者の内定及び選考結果の通知(内定者の決定)
	10月以降	内定者に対するオリエンテーションを実施 内定者は各自フェローシップによる渡航希望先の受入れ機関に申請をし、受入れ許可を取りつける。
2017年	4月～	随時渡航開始(期限:2017年10月30日)

9 奨学金給付条件等

渡航開始期限(2017年10月末)までにフェローシップによる渡航先受入れ機関からの受入れ承認を得られなかった場合は、内定は取り消されます。その場合、内定資格を次年度に繰り越すことはできません。

行政官の場合、帰国後3年以内に離職をした場合、奨学金(の全額または一部)を返還していただきます。

本フェローシップ選考・実施のために収集した個人情報、日本財団が個人情報保護法に基づいて適切に管理・保護し、フェローの募集、選考、採用に関する目的以外には使用いたしません。

